

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第 59 条第 1 項の規定による医療機関の指定申請について（薬局）

指定申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- 1 指定自立支援医療機関（育成・更生）指定申請書（薬局用）
- 2 経歴書（別紙 3）〔管理薬剤師であること〕
- 3 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙 4）
- 4 薬剤師免許の写し〔管理薬剤師であること〕
- 5 学位記（学位を持っている場合のみ）
- 6 関係学会加入の場合は、加入を確認できるもの（認定証等の写し）
- 7 待合設備の分かる建物平面図
- 8 役員の氏名、生年月日及び住所（別紙 6：役員等名簿）